

災害対策基本法の一部を改正する法律案

[議事録 2/5]

・次期抜本改正見込み

・国と地方との連携の在り方

○吉川沙織君

さて、この災対法は、平成7年の阪神・淡路大震災の発生の年、同年6月と同年12月に2回改正をされています。



今回は、東日本大震災の発生を受け、17年ぶりの大幅改正に至ったものであります。防災担当大臣は本法案の閣議決定後の記者会見で、「今回は、その他も含めて4項目について、まずできるところから法制化をしたということあります。」と発言されておられますとおり、できるところから法制化したという、そういう改正だと私、とらえております。

防災対策推進検討会議が7月をめどに最終報告を出すこともありますから、次期臨時国会において抜本改正を行うということを確認させてください。

○国務大臣(中川正春君)

更にまだ課題が残っています、例えば減災等の理念の明確化であるとか、あるいは国家的な緊急事態への対応、被災者支援、それから救助法等々総合的な改正とか、そういう項目が残っています。

次の国会にはしっかりとそれを整理をして、そして出していけるという体制をつくりたいというふうに思います。



○吉川沙織君



今回の附則第 2 条にも、東日本大震災からの教訓を踏まえて速やかに改正を、次期改正も行うことという記述もありますので、是非、次期国会で抜本改正、様々な課題ございますけれども、していただければと思います。

本改正案の閣議決定は 5 月 18 日に行われております。その前々日である 5 月 16 日に、これは防災担当大臣が主宰ですけれども、全国知事会、全国市長会、全国町村会との合同意見交換会が開催されています。

確かに、今回の改正では国と地方の連携がより一層重要になるものであり、意見交換は必要です。

5 月 15 日の大蔵記者会見において、「地方公共団体との連携を深めていくということが、より大切な課題になってきていると思います。そういうことから、こうした会議をこれからも定期的に開いていきたいと思っておりまして、具体的な政策について連携を持たせながら、まとめていきたいと思います。」と発言されておりますが、次期抜本改正に向けてどのような形式や頻度で地方団体との意見交換していくのか、お聞かせください。

○国務大臣(中川正春君)

一つは、中央防災会議での各種会議に対して知事会から、現在は泉田全国知事会災害対策特別委員長ですが、参加をしていただいておりまして、そこで一つの機会ということと、さっきお話しになりました具体的な懇談会を私と知事会の間でやっていくということ。



それと同時に、もう一つは、特に首都直下とそれから南海トラフについては協議会という形で、それぞれの自治体それから民間、また自衛隊、消防あるいは警察等々を含めたその地域での協議会を構成をしていきたい、それに国が参加をしていって、そこからしっかりと吸収をしていくということ、こんな機会をつくっていくということあります。

○吉川沙織君

是非、今御答弁いただいた内容でしっかりと連携を取って次期抜本改正を図っていただきたいと思います。

昨年12月7日に開催された防災対策推進検討会議において、出席者から残念ながらこんな発言がありました。「各県に防災会議があることすら、政府の人は知らなかった。地方でどういうことをやっているか、足りないのは何か、検証した上で、こういう会議を開くべき。」と、こういう発言されている方もいらっしゃいましたので、是非、今御答弁いただいた内容で次期抜本改正に向けて地方と丁寧な議論を積み重ねていただければと思います。

続きの議事録(3/5)は、[こちら](#)です。